

災害時において ホテル・旅館等を避難所として 活用する際のガイドライン

**令和7年12月
内閣府政策統括官(防災担当)付
避難支援担当参事官室**

目次

はじめに	1
基本的な考え方	2
1. 実施主体の考え方	2
2. 避難所としてホテル・旅館等の活用が想定される場合	2
第1章 平時の取組	3
1. 担当部署の決定、マニュアルの作成	3
2. ホテル・旅館等との事前協議	3
第2章 発災時の取組	6
1. 受入れ可能施設と避難対象者のマッチング	6
2. 受入れ施設までの移動、輸送	11
3. 受入れ施設における支援	12
4. 受入れ施設からの退去	16
第3章 過去の災害における取組事例	17
参考資料	21
参考様式1 受入れ可能施設一覧表	21
参考様式2 利用申請書	22
参考様式3 決定通知書	23
参考様式4 ホテル・旅館等の利用に関するルール	24
参考様式5 ホテル・旅館等への避難対象者リスト	25
参考様式6 報告様式(特別協議)(ホテル・旅館等への避難の状況)	26
参考様式7 報告様式(特別協議)(避難者の状況(今後の予定等))	27
参考様式8 退去連絡届	28

はじめに

令和6年能登半島地震では、発災直後より多くの被災者が長期間にわたる避難生活を送ることとなり、避難者数は最大で約5万人に達した。石川県では、ホテル・旅館等(ホテル、旅館、民泊施設その他の宿泊施設をいう。以下同じ。)を避難所として活用するために受付窓口を開設し、県内外のホテル・旅館等への避難を実施した。初期段階において、ホテル・旅館等とのマッチングや移動手段に混乱がみられたものの、孤立集落からの避難の促進、避難所の混雑回避等が図られ、最大約5,000人がホテル・旅館等で避難生活を送った。また、令和6年9月20日からの大雨を始めとする近年の自然災害において住家被害が生じた際にも、ホテル・旅館等が避難所として活用されている。

令和6年11月にとりまとめられた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」において、都道府県において、ホテル・旅館等の確保方策やマッチング方法等に関するマニュアルを平時から整備しておく必要があることが記載されているところであり、本ガイドラインは、災害時に、ホテル・旅館等を避難所として円滑に活用することを目的として、令和6年能登半島地震や令和6年9月20日からの大雨、近年の自然災害での経験や教訓を踏まえて、ホテル・旅館等の確保方策やマッチング方法等についてとりまとめたものである。

平時からの体制構築は、災害時に、被災者の命と健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。災害時の対応を効果的かつ円滑なものにするため、関係自治体や関係事業者と、平時より顔の見える関係性を築くことも忘れてはならない。

自治体においては、本ガイドラインを積極的に活用し、地域の実情も踏まえた上で、関係者と連携しながら、平時からの体制の構築・見直し、訓練や研修等の実施に取り組んでいただきたい。

基本的な考え方

1. 実施主体の考え方

ホテル・旅館等を避難所として活用する場合の実施主体は、災害対策基本法、災害救助法、防災基本計画等を踏まえ、以下のように考えられる。

○ 災害救助法の適用が想定される場合

救助(避難所(ホテル・旅館等)の供与)の実施主体である都道府県又は救助実施市が行う。

なお、都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村(特例区を含む。以下同じ。)等の長が行うこととすることができる。また、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとされている(災害救助法第13条)。

このため、災害被害が限定的である場合等には、被災市町村が実施することも考えられるが、いずれにしても都道府県と被災市町村が連携することが重要である。

○ 災害救助法の適用が想定されない場合

災害応急対策の第一次的な実施主体である被災市町村が行う。なお、災害被害が大きい場合には、都道府県が実施することも考えられる。

2. 避難所としてホテル・旅館等の活用が想定される場合

自治体は、被災者の命と健康を守るため、平時から想定避難者数を踏まえた十分な数の指定避難所や協定・届出避難所等を確保し、発災時に、速やかに開設することが基本である。

その上で、例えば、災害時における以下のような場合は、ホテル・旅館等を避難所として活用することが想定される。

- 避難者総数に比して、被災地域の避難所数が量的に不足する場合
- 被災地域の避難所では、感染症拡大のおそれがある場合
- 避難所での避難生活が長期にわたることが想定される場合
- 避難所に冷暖房が整備されていないなど、良好な生活環境が確保されていない場合。特に、より配慮が必要な避難者(熱中症になりそうな避難者、妊産婦、乳幼児を連れた家族等)が生じている場合
- 孤立集落からの集団避難において、被災地域に全員が入れる避難所がない場合

なお、一般避難所を介さずに、自宅から直接ホテル・旅館等へ避難させる場合も考えられる。

また、日常生活を自立して行えない方で、家族のサポートがない方については、専門的な介護ケア等が必要と考えられるため、まずは、介護施設への緊急入所など、介護保険制度等に基づく専門的な支援を検討することが考えられる。

第1章 平時の取組

1. 担当部署の決定、マニュアルの作成

自治体は、平時から、防災担当部局や普段からホテル・旅館等や旅館業団体等と関わりのある部局が主導のもと、関係部局と連携し、庁内の役割分担を決めた上で、ホテル・旅館等を避難所として活用する場合のマニュアルを作成しておくことが重要である。

2. ホテル・旅館等との事前協議

自治体は、平時から、下記の事項について、ホテル・旅館等や旅館業団体等と事前協議を実施するとともに、協定の締結等により、協議内容を文書化して共有しておくことが重要である。加えて、ホテル・旅館等や旅館業団体等と、文書化した協議内容や、発災時の連絡先や要請手続、対応手順等を定期的に確認し、協定の実効性確保に努めること。

なお、災害時には、ホテル・旅館等自体の被災状況や一般宿泊客の状況を改めて電話等により確認する必要があることに留意すること。

- 受入れ条件(受入れ可能人数、食事の提供可否・提供頻度、ペットの可否 等)
- 受入れ可能期間
- 受入れ料金
- 受入れ時にホテル・旅館等にお願いしたいこと
(例:エントランスにおける掲示板や相談窓口の設置、駐車場の無償提供、リーフレット等の配布、自治体との書類取次ぎ、共同浴場の案内、客室設備の使用方法の説明、保健師等の各客室への訪問の手助け)

※ お願いできるとしても、上記のような施設利用に関する一般的な業務や当該業務に支障のない範囲で実施できる業務に限られることが想定されるため、ホテル・旅館等にお願いする業務については事前に協議すること。

- 受入れに当たってホテル・旅館等では対応できること
(例:避難者の身体介護ケア、家族を含めた外部からの問合せの対応、買い物代行、自治体への連絡代行)

また、あらかじめ、受入れ可能施設を抽出するとともに、受入れ可能施設一覧表(別添参考様式1を参照)を作成しておくことで、災害時、ホテル・旅館等を円滑に活用することにつながる。

受入れ可能施設の抽出に当たっては、下記の観点に留意しておくことが望ましい。

- 避難者が、日常生活を送るため、周辺に商業施設や医療機関があるか
- 避難者が、可能な限り社会経済行動をとれる環境を整えるため、徒歩圏内に交通ネットワークがあるか
- 客室や共有スペースがバリアフリー化されているか
- 施設間の移動を可能な限り避けるため、一定期間連続して利用が可能か

参考

バス事業者等との事前協議について

大規模災害時には、自家用車が被災するなど、避難者が自力でホテル・旅館等まで移動することが困難な場合も想定される。そうした場合には、自治体において、ホテル・旅館等までの移動手段を確保する必要がある。

そのため、自治体は、平時から、下記の事項について、バス事業者や関係団体等と協議を実施するとともに、協定の締結等により、協議内容を文書化して共有しておくことが望ましい。加えて、バス事業者や関係団体等と文書化した協議内容や、発災時の連絡先や要請手続、対応手順等を定期的に確認し、協定の実効性確保に努めること。

- 利用条件(利用可能な最大台数・人数、移動可能範囲、時間等)
- 利用料金
- 乗車場所
- 利用時にバス事業者等にお願いしたいこと(例:避難者と一緒に物資の輸送も行うこと)

参考

災害救助法の適用対象事項について①

避難所からホテル・旅館等(避難所)への移動や、ホテル・旅館等(避難所)から元の避難所への移動に伴う費用も対象となる。

ただし、避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、対象とならない。

また、避難者の自家用車を停めておくための自治体による駐車場の借り上げ費用は対象外(詳細はp.10 を参照)

本項目は、普段からホテル・旅館等や旅館業団体等と関わりのある部局が主導して対応することが想定される。

注目事例①

県によるマニュアルの作成～熊本県の事例～

- 熊本県では、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で、災害時に高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等、避難所での生活において特別の配慮が必要な方とその介助者(以下、「要配慮者等」という。)を対象に、旅館やホテルの宿泊施設を提供する「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結している。
- 平成28年熊本地震では、同協定に基づき要配慮者等への宿泊施設の提供が実施されたが、熊本地震及び令和2年7月豪雨を受けて、より円滑に要配慮者等の方々が旅館・ホテルに避難できるよう、県、市町村、旅館ホテル生活衛生同業組合等が実施すべき事項等について記載したマニュアルを作成している。
- 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害では、マニュアルに沿って、同協定に基づくホテル・旅館等への避難が行われた。



(熊本県HPより抜粋)

注目事例②

都道府県をまたいだ避難のための避難体制の確保～東京都板橋区の事例～

- 東京都板橋区では、災害発生時の自治体間の協力による応急対策や復旧対策の円滑化等を目的に、8県13自治体(以下、「協定締結自治体」という。)と「災害時における相互援助に関する協定」を締結している。
- 令和5年8月、板橋区及び協定締結自治体は、「令和5年度災害時相互援助協定締結自治体連絡調整会議」を開催し、同協定に「被災自治体は、避難生活が長期化する可能性があるときは、民間施設の提供を要請することができる」という文言を追加する改定を行う旨、合意した。これにより、首都直下地震等の大災害発生時に、被災自治体(板橋区)から被災していない自治体(協定締結自治体)への都道府県をまたいだ広域での避難が可能となった。

災害時の相互援助に関する協定に広域避難に関する条項を盛り込む取組は市町村として全国初の試みである。

第2章 発災時の取組

1. 受入れ可能施設と避難対象者のマッチング

(1) 避難者の状況把握

発災時、自治体は、速やかに避難者の全体像を把握することが基本である。

その上で、避難者総数に比して、被災地域の避難所数が量的に不足する場合など、ホテル・旅館等を避難所として活用する必要性が高いと判断される場合には、ホテル・旅館等への避難の意向がある者を把握し、リスト化しておくこと。

その際、例えば、下記のように意向調査を行う方法が考えられる。

- 避難者が多数いる避難所において意向調査票を配布する
- 自治体職員等によるアウトリーチ(戸別訪問や電話等)により意向調査を行う
- 良好な避難生活環境の確保が困難で、より配慮が必要な避難者(熱中症になりそうな避難者、妊産婦、乳幼児を連れた家族等)に個別に意向を聞き取る

また、大規模な災害においては、ホテル・旅館等への避難に関する情報を自治体のホームページやSNSで周知し、ホームページの申請フォームや民間事業者への委託によるコールセンター等を通じて、意向がある者を広く把握することも考えられる。

なお、ホテル・旅館等への避難の意向がある者が少数と考えられる場合には、意向調査を行うことなく、直ちに意向がある者から利用申請を受け付けることも想定される(別添参考様式2を参照)。その際、日常生活を自立して行えない方で、家族のサポートがない方については、専門的な介護ケア等が必要と考えられるため、まずは、介護施設への緊急入所など、介護保険制度等に基づく専門的な支援を検討することが考えられる。

本項目は、防災部局や、発災時に避難所訪問や個別訪問等により避難者の状況を迅速に把握できる部局が主導して対応することが想定される。

(2) 受入れ可能施設の確保

自治体は、(1)で把握した避難者の意向(人数や属性等)を踏まえ、下記の方法により、受入れ可能施設と調整し、事前に作成した受入れ可能施設一覧表(別添参考様式1を参照)を災害時点版として完成させる。

- 自治体が個別に調整
- 旅館業団体へ委託して調整(協定に基づく場合等)
- 旅行業者へ委託して調整(自治体職員が不足する場合等)

また、大規模災害時、他の被災していない都道府県のホテル・旅館等を避難所として活用することが想定される場合には、都道府県間において受入れ可能施設の情報等を共有するなど、当該他の都道府県と連携して受入れ可能施設の確保を目指すことが望ましい。

本項目は、普段からホテル・旅館等や旅館業団体、旅行業者等と関わりのある部局が主導して対応することが想定される。

(3) マッチングの実施

(1)で把握した避難者の意向(人数や属性等)と(2)で確保した受入れ可能施設の状況を踏まえ、優先的に利用申請を受け付ける者と当該者を受け入れる施設のマッチングを行う。マッチングにおいては、意向がある者の受入れ可能施設への割り当て業務や受入れ可能施設との調整業務等を次のような方法で行なうことが想定される。自治体は、旅館業団体や旅行業者へ委託する場合も含め、地域の実情に応じた業務内容や業務フローを平時から検討しておく。

- 自治体が個別に調整
- 旅館業団体へ委託して調整(協定に基づく場合等)
- 旅行業者へ委託して調整(自治体職員が不足する場合等)

特に、旅館業団体や旅行業者へ委託する場合には、避難対象者と受入れ施設の決定後も、避難者の状況や施設の受入れ状況について密に情報連携を図ること。

参考

災害救助法の適用対象事項について②

円滑な応急救助の事務(ホテル・旅館等(避難所)の供与)の実施に、自治体職員だけでは困難が生じる場合には、その実施に必要な業務委託費は災害救助法の対象となる。

また、マッチングの際には、受入れ施設に関して、下記の観点に留意することが望ましい。

- 避難者が、日常生活を送るため、周辺に商業施設や医療機関があるか
- 避難者が、可能な限り社会経済行動をとるため、徒歩圏内に交通ネットワークがあるか
- 客室や共有スペースがバリアフリー化されているか
- 施設間の移動を可能な限り避けるため、一定期間連続して利用が可能か

さらに、利用申請を受け付ける者に関して、下記の観点に留意することが望ましい。

○ 日常生活を自立して行える方又は家族のサポートがある方

各避難者がホテル・旅館等の個室で避難生活を送るため、自治体職員等による見守り等の支援には限界がある。このため、日常生活を自立して行えない方で、家族のサポートがない方については、専門的な介護ケア等が必要と考えられるため、まずは、介護施設への緊急入所など、介護保険制度等に基づく専門的な支援を検討することが考えられる。

その上で、高齢者や障害者等の要配慮者を対象者とする場合には、あらかじめ、ホテル・旅館等がバリアフリー対応となっているかなど、当該要配慮者が快適に避難生活を送ることができる環境が整っているかを確認すること。

○ 生活再建の見通しが確認されている方

避難所としてのホテル・旅館等の活用は早期に解消し、一日でも早く元の生活に戻っていただくことが重要である。

このため、当初から、ホテル・旅館等の活用の終了時期を意識し、住宅の応急修理や応急仮設住宅の入居等の意向確認を行うなど、生活再建の見通しを確認すること。

○ コミュニティ単位で避難する方

避難所単位や地域のコミュニティ単位でホテル・旅館等に避難することで、避難者同士の交流や相互見守りにつながり、客室での孤立防止や地域のコミュニティ維持が期待できること。

本項目は、普段からホテル・旅館等や旅館業団体、旅行業者等と関わりのある部局や、発災時に避難所訪問や個別訪問等により避難者の状況を迅速に把握できる部局が主導して対応することが想定される。

(4) 避難対象者の決定

優先的に利用申請を受け付ける者と当該者を受け入れる施設をマッチングした後、順次、当該者に対して、利用申請書(別添参考様式2を参照)を提出いただく。利用申請書の提出があった者を、順次、避難対象者として決定し、避難対象者本人に決定通知書(別添参考様式3を参照)を交付すること。

なお、本手続きは、当事者間で合意されれば省略することや事後的な提出・交付であっても構わない。避難対象者に対しては、当該施設の利用に関するルール(別添参考様式4を参照)を決定通知書の交付時やチェックイン時に手交する等して周知しておくことが望ましい。

注目事例③ 共助の取組を活かしたコミュニティ単位でのホテル・旅館等への避難

～珠洲市の事例～

- 令和6年能登半島地震において、珠洲市では、地域コミュニティの絆を活かした共助の取組として、避難所や町内会単位でのホテルへの避難に留意した。避難先でも住民同士が自然に助け合う環境が生まれ、自治会等の代表者が部屋割りや生活支援を担い、子どもや高齢者への配慮も行き届いた。珠洲市としても、説明会や個別対応を通じて不安の解消に努め、現場での柔軟な判断でホテル確保や移動支援も実施し、こうした取組が、避難者の孤立防止や心の支えとなり、避難時においても安心感を生み出した。
 - このような避難が実現できた背景としては、市職員が日頃から町内会等の地域コミュニティの代表者等とのコミュニケーションを図ることで関係性を構築し、発災時の連絡体制がコミュニティ単位で構築できていたことも要因の一つとなった。
- 珠洲市の取組は、地域のつながりと共助の重要性を改めて示すものである。

(5) 避難対象者リストの作成

避難対象者の決定後、速やかに避難対象者リスト(別添参考様式5を参照)を作成すること。

作成の上、

- 受入れ施設に共有する
- 避難対象者の健康管理や見守り支援を担当する部署(応援職員等を含む。)に共有する
- 避難対象者が被災市町村の住民でない場合(都道府県がホテル・旅館等への避難を実施している場合を含む。)は、避難対象者の住所地市町村に共有する
- 都道府県内の他の市町村に受入れ施設が所在する場合、当該他の市町村に共有する
- 他の都道府県に受入れ施設が所在する場合、都道府県を通じて、当該他の都道府県・受入れ施設所在市町村に共有する

など、関係者間で当該リストを共有することで、効果的かつ効率的に避難者をサポートすることにつながる。

当該リストに掲載の個人情報に関しては、当該関係者に対して提供することについて、提供先を具体的に明示した上で、あらかじめ、避難者本人の同意を取っておくことが望ましい(別添参考様式2を参照)。

なお、家族を含め、外部から、特定の避難者の滞在の有無に関する問合せがあることが想定されるが、自治体において一元的に対応することが適切である。このため、例えば、ホテル・旅館等の従業員宛てに同種の問合せがあった場合には、自治体の担当窓口を案内するといった対応が考えられ、事前に対応・ルールを決めておく必要がある。

参考

災害救助法の適用対象事項について③

災害救助法によりホテル・旅館等の利用のために支出できる費用は、令和7年度現在、基準額として、1人1泊税込 10,000 円以内(食事料は含まず。)での実費となっており、次の観点に留意するとともに、災害救助法の適用を検討する場合には、内閣府にまずは一報するとともに、報告様式を提出すること(別添参考様式6を参照)。

- ホテル・旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするため、当該ホテル・旅館等の通常の利用料金を下回る額で対応すること
 - ホテル・旅館等において提供されるサービスは、避難所として適切な程度とすること
(例:リネン・石鹼・トイレットペーパー等の交換は毎日必要としない。華美な食事や酒類等を含む請求については、当然、支援の対象外であり、社会通念上是認できる範囲とする。)
 - 救助に要した費用としては、実際に利用した人数・泊数が対象となること
そのため、例えば一棟借りのような場合は、実際に利用した人数・泊数分以外は対象とならず、キャンセル料の補填も対象とならない。
 - 宿泊料金については、季節・曜日によって変動することが自然であり、実際に当該ホテル・旅館等を利用した日毎の宿泊料金に対して実費での支援を行うことが基本である
この点、平時から、協定等によりホテル・旅館等側と災害時の利用料金について定めておくことを妨げるものではないが、救助法の適用を念頭に協定等を締結する場合は、下記の額との均衡について十分留意するとともに、当該料金の積算根拠について前広に内閣府に相談されたい。
 - ✓ 平時における予約サイト等に掲載している同時期の宿泊料金の最低金額
 - ✓ 前年度の閑散期における平均宿泊料金
 - 食事支援については、3.(3)「食事支援の実施」を参照
 - 避難者の自家用車を停めておくための自治体による駐車場の借り上げは対象外であるため、自治体所有の駐車場やホテル・旅館等から離れた駐車場に一元的に駐車し、そこからバス等で受入れ施設に移動するといった対応が考えられる
- ※ 基準額以内に収まらない特別の事情がある場合は、内閣府に協議すること

2. 受入れ施設までの移動、輸送

受入れ施設までの移動方法については、受入れ施設に駐車場がある場合は、避難対象者に委ねて構わないが、自家用車を保有しない者等に対しては、自治体において必要な支援を行うこととなる。集落単位での輸送、避難所単位での輸送、市役所等の拠点からの輸送等が現実的であり、その手段としては、バス事業者等への委託、公用車や借り上げたバス等の使用が考えられる。

参考

災害救助法の適用対象事項について(再掲)

避難所からホテル・旅館等(避難所)への移動や、ホテル・旅館等(避難所)から元の避難所への移動に伴う費用も対象となる。

ただし、避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、対象とならない。

また、避難者の自家用車を停めておくための自治体による駐車場の借り上げ費用は対象外(詳細はp.10 を参照)

本項目は、普段からバス事業者等と関わりのある部局が主導して対応することが想定される。

注目事例④

ペットへの対応

- 環境省では、自治体において、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用するものとして「人とペットの災害対策ガイドライン」を整備しているため、参考とされたい。

<人とペットの災害対策ガイドライン(平成30年3月)>

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

- なお、災害救助法上、ペットの宿泊代や餌代等は対象外であるため、留意すること。

- また、ペット入室可とするホテル・旅館は少ないため、民泊施設の利用も考えられる。

3. 受入れ施設における支援

(1) 避難対象者の状況把握とホテル・旅館等における支援の実施

自治体は、避難対象者が受入れ施設に避難した後も、受入れ施設毎に、職員による定期的な巡回の実施や担当職員の連絡先の掲示等により、避難者の状況を把握し、一般避難所で避難生活を送る避難者と同等の支援((2)健康管理、(3)食事支援、(4)支援情報の提供 等)を届けることができる体制を構築すること。この点、当該職員が不足する場合には、他の自治体に対して応援職員の派遣を要請することも考えられる。

また、大規模災害時に、被災していない都道府県に所在するホテル・旅館等を受入れ施設として決定した場合や、災害救助法の適用が想定されない場合等には、上記のような避難者の状況把握やホテル・旅館等における支援の実施を、当該被災していない都道府県や市町村にお願いすることが想定され、当該自治体との間で避難対象者リスト(別添参考様式5を参照)や被災者台帳等の情報を密に共有すること。

避難者の住所地市町村に対しても、当該リストや被災者台帳等の情報を密に共有すること。

ホテル・旅館等の従業員は通常業務もあるため、お願いできる業務の範囲としては、エントランスにおける掲示板や相談窓口の設置への協力、駐車場の無償提供、リーフレット等の配布、自治体との書類取次ぎ、共同浴場の案内、客室設備の使用方法の説明、保健師等の各客室への訪問の手助けなど、施設利用に関する一般的な業務や当該業務に支障のない範囲で実施できる業務に限られることが想定されるため、ホテル・旅館等にお願いする業務については事前に協議すること。

ホテル・旅館等への避難開始から一定期間経過した際には、個々の避難者の避難終了時期を見極めるため、定期的(例:毎週)に、内閣府より報告様式(別添参考様式7を参照)にて個々の避難者に関する情報提供を求めることがあるため、協力ををお願いしたい。

(2) 健康管理の実施

自治体は、保健・医療・福祉関係団体とも連携しながら、ホテル・旅館等の各客室に保健師を派遣すること等により、避難者の健康管理や健康指導を定期的(例:週2~3回)に行うことが望ましい。この点、保健師等が不足する場合には、他の自治体に対して応援職員の派遣を要請することが考えられる。

受入れ施設においては、自治体から委託を受けた保健・医療・福祉団体が訪問してくる場合も念頭に置き、自治体職員でないから対応しないことがないよう、フロントのスタッフ等にも周知を徹底すること。来訪者に気になる点があれば、自治体に連絡してから対応を決める。客室の訪問に当たっては、自治体と受入れ施設において事前に調整するとともに、訪問した保健師等はフロントと連携して対応すること。

本項目は、保健・医療・福祉関係団体と円滑に連携できる部局が主導して対応することが想定される。

参考

災害救助法の適用対象事項について④

都道府県知事等からの要請を受けて、避難所としてのホテル・旅館等へ派遣された保健師や関係団体等による健康相談は「福祉サービスの提供」として対象となる。

注目事例⑤

ホテル内で細やかな健康支援を実施～静岡県熱海市の事例～

- 静岡県熱海市で発生した熱海伊豆山土石流災害においては、避難所となったホテルに支援拠点と健康相談室を設置し、外部支援組織や地元医師会、行政が連携し健康支援を行った。
- 特に、避難直後は各部屋をラウンドし、情報を支援者全員で共有しながら、メンタル的な支援が必要な人については精神科医等のチーム、ホテル室内動線の確保や福祉用具の検討が必要な人にはリハビリ専門職のチームが避難者の客室を訪問し、個人のニーズに合わせたサポートを行った。



【ホテルに設置された健康相談室の様子】

(3) 食事支援の実施

食事支援の方法は、主に下記のようなものがあるが、炊き出し支援や栄養士の指導を受けること等により栄養バランスを確保することや、高齢者が誤嚥しないように配慮した食事を提供するほか、アレルギー表示を行うといった工夫を行うことが望ましい。

- ホテル・旅館等が提供する
- 自治体が手配した弁当を配布する
- NPO 団体等に炊き出し支援を依頼する

自治体は、被災状況や実地条件、他のホテル・旅館等の状況を総合的に判断して、1日に何食提供するかを、受入れ施設と調整すること。

参考

災害救助法の適用対象事項について⑤

災害救助法により食事支援のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費その他の雑費として基準告示に定める額以内となっており、下記の観点に留意をすること。

- 1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も子どもも全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること
 - 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、災害救助法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない
 - 賃金職員等として雇い上げた場合については、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するための輸送費及び賃金職員等雇上費として、炊き出しの項目の費用と別枠で、実費を支出できる費用として差し支えない
 - 近隣の飲食店の一般的な定食等の金額を超えた、華美な食事や酒類等は対象外であること
- ※ 基準額以内に収まらない特別の事情がある場合は、内閣府に協議すること
- ※ 上記は災害救助法の支弁対象を記載したものであり、災害救助法外で各自治体が支援することを妨げるものではない

注目事例⑥ 栄養士が栄養指導を実施～静岡県熱海市の事例～

- 静岡県熱海市で発生した熱海市伊豆山土石流災害において、避難所となったホテルでは、バイキング形式で食事提供が行われたが、バイキング形式では、個人の嗜好に偏った料理の選択がなされやすく、結果として栄養バランスが崩れてしまうという課題があった。
- この課題に対応するため、栄養士が「おすすめの取り方」を示したパネルを作成し、レストラン内に掲示することで、避難者に対する栄養指導を実施した。



【食事会場に設置されたパネルの様子】

(4) 各種支援情報の提供

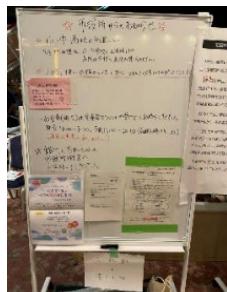
自治体は、日々の生活に関する情報(例:洗濯支援情報、健康教室開催情報)については、受入れ施設の掲示板への掲載や各客室への資料配布等を通じて、避難者に漏れなく行き届くようにすること。また、生活再建に関する情報(例:義援金の申請情報、応急仮設の入居申請情報、復旧・復興に向けた各種支援情報)については、避難者に対し、受入れ施設の掲示板への掲載や直接手渡し、SNS を通じた発信等を通じて、定期的(例:週1回)に提供すること。その際、被災していない自治体に所在するホテル・旅館等が受入れ施設である場合には、当該被災していない自治体による支援情報だけでなく、避難者の住所地自治体による支援情報も避難者に行き届くようにすること。

加えて、各種支援策を担当する部局が受入れ施設と調整した上で、今後の生活再建に関する意向調査を実施したり、当該施設内に臨時の出張相談窓口を設置したりすることも重要である。特に、被災していない自治体に所在するホテル・旅館等が受入れ施設である場合には、避難者の住所地自治体が定期的(例:月2回)に出張相談会を開催することが望ましい。

注目事例⑦ ホテル・旅館等における避難者に対する丁寧な情報発信

○掲示板の活動線上への配置～静岡県熱海市の事例～

ホテル・旅館等における避難生活においても、情報を「確実に届ける」ことが重要であるが、ホテル・旅館等に避難していると、客室から出てくるタイミングが限られ、情報が上手く伝わらないことがある。熱海市では、ホテルのロビーや食堂の入口など、食事や入浴の際に避難者が必ず通る場所に掲示板を設置し、より多くの避難者に最新情報を届けられるよう取り組んだ。



【ホテル内に設置された掲示板の様子】

○基礎自治体からの情報の集約と紙媒体での広報～石川県の事例～

被災自治体は、様々な災害対応に追われ、支援情報をホテル・旅館等にいる避難者へ迅速に届けることが困難な場合がある。石川県では、発災直後から X (旧 Twitter) 等の SNS や HP で最新情報を発信したほか、被災地域に高齢者が多いことを踏まえ、被災地を含む基礎自治体からの支援情報を県が週1回取りまとめ、各ホテル・旅館等に紙媒体を配布する形で情報発信を行った。ホテル・旅館等内では、フロント等での配架や各客室への配布等により、避難者への丁寧な情報提供に取り組んだ。



【フロントに配架された被災自治体からの情報提供の様子】

4. 受入れ施設からの退去

一日でも早く日常生活に戻っていただきため、避難所としてのホテル・旅館等の活用は早期に解消することが望ましい。このため、地域の実情に応じて、既存の公営住宅の活用に加え、応急仮設住宅や災害公営住宅も念頭に、解消後の住まいのあり方について速やかに検討すること。

このため、3.(4)各種支援情報の提供等を積極的に行い、避難者の状況(今後の予定等)を関係者間で密に共有するとともに、ホテル・旅館等への避難開始から一定期間経過した際には、個々の避難者の避難終了時期を見極めるため、定期的(例:毎週)に、内閣府より報告様式(別添参考様式6を参照)にて個々の避難者に関する情報提供を求めることがあるため、協力をお願いしたい。

なお、避難者の退去にあたっては、下記の点に留意すること。

- 避難者の退去が決まった際には、退去予定日や行き先住所等の情報が自治体の担当職員に連絡が行くよう、例えば、事前にホテル・旅館等と調整の上、フロント経由で退去連絡届(別添参考様式8を参照)の提出を求めるなど、日頃から周知徹底を行うこと
- 特に、食事提供数等は調整が必要になることから、事前に退去時のルールを定めておくことが望ましい(例:退去日の2日前までに退去連絡届を提出)
- 自治体の担当職員は、帰宅先や転居先の市町村の災害対応窓口にも連絡し、引き続き必要な支援が行き届くよう、被災者台帳の情報等の引き継ぎを行うこと
- 退去する避難者に対しても、帰宅先や転居先の市町村の災害対応窓口・被災者支援窓口に自ら連絡するよう呼びかけ、退去後も漏れなく必要な支援や情報提供を受けられるようにすること
- 避難者にとって何の前触れもなく当該ホテル・旅館等での避難が終了することがないよう、日頃からホテル・旅館等の意向も確認しながら、避難の終了時期や今後の避難先について具体化される段階で、避難者に前広に周知すること

参考

災害救助法の適用対象事項について⑥

受入れ施設の通常の客室等の利用に伴う経年劣化の補修等は対象外だが、やむを得ない理由がある場合、施設の備品等の破損弁償費は救助法の対象となり得るので、そうした事象が発生した場合は、内閣府に相談すること。

第3章 過去の災害における取組事例

令和6年能登半島地震／令和6年9月20日からの大雨(石川県)

令和6年能登半島地震:ホテル・旅館等避難者数:最大 5,275 人(延べ11,817人)

受入れ施設数:石川県内外 366施設

令和6年9月20日からの大雨:ホテル・旅館等避難者数:最大53人(延べ73人)

受入施設数:石川県内 6施設

年月日	内容
令和 6 年 1 月 1 日	能登半島地震発生
1 月 2 日	観光庁・厚生労働省が、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場生活衛生同業組合連合会に対し、ホテル・旅館等の活用に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力をを行うことを要請
1 月 6 日	ホテル・旅館等の活用を開始(孤立集落)
1 月 8 日	岸田内閣総理大臣が、ホテル・旅館の利用額の基準を特例的に引き上げ、県内外の宿泊業者の協力を得て提供できる室数を大幅に増加させるとともに、移動手段の確保についても迅速に進めるよう指示。
1 月 9 日	石川県で、ホテル・旅館等の利用を希望する者の受付デスク設置
1 月 11 日	被災地からホテル・旅館等までの直通バス運行開始
1 月 14 日	石川県で、ホテル・旅館等の利用を希望する者の受付センター開設
1 月 15 日	受入れ市町と石川県の間でホテル・旅館等の避難者名簿の共有開始 コールセンターの回線増設
1 月 25 日	石川県が、食事を提供できないホテル・旅館等に対し、弁当の配布を開始
2 月 2 日	石川県が、金沢市内のホテル・旅館等の避難者に駐車場の提供開始
2 月 7 日	石川県が、県内外のホテル・旅館等の避難者向け説明会(住まいに関する支援策等)を開始(~2月20日)
2 月 9 日	石川県が、今後の住まいの予定に関する意向調査実施(1回目)
2 月 16 日	ホテル・旅館等への避難者が最大に(5,275人)
5 月 10 日	石川県が、今後の住まいの予定に関する意向調査実施(2回目)
6 月 14 日	いしかわ総合スポーツセンター内のホテル・旅館等の受付デスクを閉鎖(コールセンター対応のみに切り替え)
9 月 21 日	線状降水帯発生、大雨特別警報
9 月 23 日	輪島市が、石川県に対して、ホテル・旅館等の活用について、受け入れ態勢を含めた調整・支援を要望
10 月 4 日	輪島市にて、大雨にかかるホテル・旅館等への避難に関する案内開始
10 月 7 日	輪島市にて、ホテル・旅館等への避難にかかる受付窓口を設置
10 月 11 日	大雨にかかるホテル・旅館等の活用を開始
12 月 24 日	能登半島地震にかかるホテル・旅館等の活用を終了
令和 7 年 2 月 4 日	大雨にかかるホテル・旅館等の活用を終了
3 月 31 日	能登半島地震にかかる一般避難所 閉鎖
4 月 13 日	大雨にかかる一般避難所 閉鎖

※黄色は令和6年9月20日からの大雨にかかるもの

熱海市伊豆山土石流災害(静岡県熱海市)

ホテル・旅館等避難者数:最大582人、受入施設数:5施設

年月日	内容
令和3年7月3日	熱海市伊豆山地区において土石流が発生 熱海市が、ホテル・旅館等の活用について調整開始(ホテル・旅館等の確保、期間の相談等) 同日、ホテル・旅館等の活用を開始
7月10日	ホテル・旅館等への避難者が最大に(582人)
10月20日	ホテル・旅館等の活用を終了

令和6年7月25日からの大雨災害(山形県戸沢村)

ホテル・旅館等避難者数:最大14人、受入施設数:3施設

年月日	内容
令和6年7月25日	線状降水帯発生、大雨特別警報
7月26日	最上川(蔵岡地区付近)氾濫
8月8日	戸沢村が、県旅館組合と受け入れ調整(ホテル・旅館等の確保、期間の相談等)を開始
8月19日	戸沢村が、県旅館組合、大蔵村、時折旅館組合と受け入れ可能施設について協議(空室状況、期間の相談等)を開始
8月23日	民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として提供開始
8月27日	戸沢村、新庄市、酒田市、鮭川村において受け入れ可能施設について協議(ホテル・旅館等の確保、期間の相談等)
8月28日	戸沢村外のホテル・旅館等(新庄市)の活用を決定 戸沢村が、各避難所に対し、ホテル・旅館等の利用についてアナウンス開始
9月2日	戸沢村が、ホテル・旅館等への保健師派遣等の調整開始
9月4日	戸沢村内および村外(新庄市)のホテル・旅館等の活用を開始
10月9日	仮設住宅の入居開始(戸沢村)
10月20日	ホテル・旅館等の活用を終了

八潮市道路陥没事故(埼玉県)

ホテル・旅館等避難者数:最大14人、受入施設数:9施設

年月日	内容
令和7年1月28日	八潮市内県道松戸草加線中央一丁目交差点内において道路が陥没
1月29日	ガス爆発の危険があるため避難指示を発令
2月1日頃	ホテル・旅館等の活用について検討開始
2月2日	陥没が拡大するおそれがあるとして、陥没現場付近の住民に対して避難を呼び掛け
2月5日	避難長期化に伴い、避難を呼び掛けた区域の住民を対象に、県がホテル・旅館等との調整を開始
2月7日	ホテル・旅館等の活用を開始
2月19日	避難の呼び掛けを解除
2月21日	ホテル・旅館等の活用を終了

トカラ列島近海を震源とする地震(鹿児島県十島村)

ホテル・旅館等避難者数:最大41人、受入施設数:5施設

年月日	内容
令和7年7月3日	トカラ列島近海を震源とする震度6弱の地震発生 十島村が、ホテル・旅館等の活用について調整(ホテル・旅館等の確保) 十島村が、島外避難希望者の募集開始
7月4日	島外避難開始 島外避難者、鹿児島市内に到着 ホテル・旅館等の活用を開始
7月5日	十島村が、鹿児島県に対し、保健師の派遣を要請
7月7日	ホテルへの避難者に対し、十島村の保健師を派遣開始 (毎朝面談を行い、体調管理を実施) 鹿児島県が、ホテルへ保健師を派遣し、体調確認を応援開始
8月8日	ホテル・旅館等の活用を終了

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨(熊本県)

ホテル・旅館等避難者数:最大56人、受入施設数:7施設

日付	内容
令和7年8月11日	大雨特別警報
8月12日	熊本県が、ホテル・旅館等を活用した「要配慮者等を対象とした宿泊施設提供事業」実施について検討開始
8月13日～14日	在宅避難者について情報収集
8月15日	熊本県が、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合と事業実施について細目協議を開始するとともに対象市町村へ事業に関する意向を調査
8月19日	熊本県が、事業実施を決定(熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合と実施細目を定める協定を締結)
8月21日	ホテル・旅館等の活用を開始
12月9日	ホテル・旅館等の活用を終了

令和7年台風第22号及び第23号による災害(東京都八丈町)

ホテル・旅館等避難者数:最大22人、受入施設数:2施設

日付	内容
令和7年10月8日	令和7年台風22号の接近に伴い、暴風、波浪の特別警報を発表
10月9日	線状降水帯発生、大雨特別警報
10月16日	八丈町が、八丈島観光協会との協定に基づき、ホテル・旅館等の活用について調整開始
10月18日	ホテル・旅館等の活用を開始
12月19日	ホテル・旅館等の活用を終了

参考資料

参考様式1 受入れ可能施設一覧表

受入れ可能施設一覧表(例)

記入用	施設名	受け入れ可否	受け入れ可能期間	受け入れ可能施設数	受け入れ可能人数 (行日人)	利用料金 (円)	食事の提供 回数	内容	支払い料金 (行日人)	支払い料金 額(円)	支払い料金 額(円)の割合	ドアノック 利用料金	ドアノック 利用料金の割合	入浴	ランチ 利用料金	ランチ 利用料金の 割合	申込料 金額	申込料 金額の 割合	ランドリー 利用料金	ランドリー 利用料金の 割合	駐車場 料金	駐車場 料金の 割合	ベッドの可 否	備考
記入用	○○ホテル	可	8/1~8/14	2人	4客	8,000	毎日朝食 付	朝式(全客)	1,000	10,000	10%	0	0%	否	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	不可	費用(ドアノック利用料、申込料等)未記入
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								

参考様式2 利用申請書

利用申請書(例)

(全ての項目への記載が必須)

申込日: 年 月 日

主たる利用者 (世帯主)	氏名	(ふりがな)	性別	生年月日
			男・女	
	住所	〒	電話番号	- - -
要配慮事項	高齢者・障害者・要介護者・妊娠婦・その他()			(支援する者)

一緒に利用する者 (世帯員)	氏名	性別	生年月日	続柄	要配慮事項
		男・女	年 月 日		高齢者・障害者・要介護者・妊娠婦 乳幼児・その他() (支援する者)
		男・女	年 月 日		高齢者・障害者・要介護者・妊娠婦 乳幼児・その他() (支援する者)
		男・女	年 月 日		高齢者・障害者・要介護者・妊娠婦 乳幼児・その他() (支援する者)
		男・女	年 月 日		高齢者・障害者・要介護者・妊娠婦 乳幼児・その他() (支援する者)
合計: 人(主たる利用者(世帯主)を含む)					
ペットの有無	なし・あり(種類:)				

今後の住まいの意向 (いすれかに○を記入してください)	応急仮設住宅への入居を希望				
	みなし仮設(賃貸)住宅への入居を希望				
	公営住宅への入居を希望				
	自宅を再建・修理して居住を希望				
ホテル・旅館等までの移動手段 (いすれかに○を記入してください)	自家用車で移動()台		公共交通機関	行政による手配を希望	
備考					

【個人情報の取扱に関する同意】
 本申請書に記載の個人情報については、避難所として利用するホテル・旅館等に提供するほか、今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介など、必要な支援を受けるに当たって必要な範囲において、[市町村名/都道府県名]内部での情報共有や[他の市町村名/都道府県名]、日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体等、民生委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行うことについて

同意します 同意しません

【誓約】 私は、[市町村名/都道府県名]が避難所として提供するホテル・旅館等を利用したく、当該施設が定める規約等を順守することを誓約します。 年 月 日 (代表者氏名)				
--	--	--	--	--

※以下、利用情報(避難者は記入不要) (避難先の施設名)		(部屋番号)
(本人への連絡) 年 月 日		

参考様式3 決定通知書

事務連絡
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〇〇県 〇〇〇〇課

決定通知書（例）

令和〇年〇月〇日付けで申込みのありました利用申請について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1. 避難所の住所

施設名 _____

所在地 _____

部屋番号 _____

2. 利用期間（予定）

〇年〇月〇日～

3. 移動手段

- ・駐車場は[ルールを記入]をご利用ください。
- ・自家用車をお持ちでない場合は、〇月〇日〇時に[集合場所]までお越し下さい。

4. その他

- ・当該施設が定める規約等を順守ください。
- ・
- ・

<問合せ先>

〇〇県〇〇〇〇課

担当：〇〇、〇〇

電話：〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

参考様式4 ホテル・旅館等の利用に関するルール

施設の利用に関するルール(例)

本施設は、被災者の方を対象に、避難所として開設するものです。
通常の宿泊施設としてのサービスを提供するものではありません。
利用にあたっては、下記事項についてご理解ください。

1.利用について

(1)食事の提供

- ・[施設名]では、食事は[ルールを記入]の提供になります。
- ・提供時間は、朝(○時)、昼(○時)、夜(○時)となります。
- ・提供場所は、[ルールを記入]です。

(2)入浴について

- ・[施設名]では、入浴施設の提供が[ルールを記入]
- ・入浴施設を利用する場合は、[ルールを記入]

(3)清掃・洗濯について

- ・[施設名]では、シーツの交換は[ルールを記入]
- ・部屋の中で生じたゴミは、[ルールを記入]に出してください。
- ・洗濯する場合は、[ルールを記入]を利用してください。

2.自治体からの支援について

- ・日用品などの支援物資は、[ルールを記入]で配布します。
- ・市からの情報提供は、[ルールを記入]でお知らせします。
- ・滞在中の健康管理のため、市職員や支援団体スタッフが部屋を訪問しますので、対応をお願いします。(不在の場合は、[ルールを記入]しますので、確認してください)
- ・体調不良やトラブルが発生した際は、[ルールを記入]に連絡してください。
- ・なお、緊急を要する場合は、ご自身で警察・消防に通報してください。

3.出張相談について

避難元の自治体からも、定期的に職員に来ていただき、出張相談を開催する予定です。
開催が決まりましたら、別途お知らせします。

4.退去について

- ・[施設名]では、退所する場合は[ルールを記入]してください。
- ・一時的に外泊をする場合は、必ず[ルールを記入]に伝えてください。
- ・予定どおり退所する場合も、必ず[ルールを記入]に連絡してください。
- ・退去時には住所地市町村、転居先市町村いずれの災害対応窓口と被災者支援窓口に連絡してください。

★上記のほか、施設が定める規約等を守り、施設管理者の指示に従ってください。
ルールが守られない場合、退去していただく場合があります。

【問い合わせ先】

担当部署:

担当者:

電話番号:

参考様式5 ホテル・旅館等への避難対象者リスト

ホテル・旅館等への避難対象者リスト(例)

No.	世帯No.	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	連絡先	受入旅館名	利用開始日	利用終了予定日	部屋番号	部屋のタイプ	食事の提供	部屋風呂の有無	大浴場の利用の有無	ランドリー利用の有無	駐車場利用の有無	ペット同伴の有無	備考(特に配慮が必要な項目等)
記入例	1	田中 花子	女	1993/10/12	32			○○ホテル	8月10日	未定	405	和室	朝食のみ	有	無	有	有	アメニティ(洗面台、洗濯)	
	2	田中 二郎	男	2024/12/1	1			○○ホテル	8月10日	未定	405	和室	朝食のみ	有	有	有	有	エレベーターが必需	
	3	田中 大樹	男	1993/8/16	32			○○ホテル	8月10日	8月末	705	和室	朝食のみ	有	有	有	有	喫煙あり(喫煙客)	
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
	9																		
	10																		
	11																		
	12																		
	13																		
	14																		
	15																		
	16																		
	17																		
	18																		
	19																		
	20																		

参考様式6 報告様式(特別協議)(ホテル・旅館等への避難の状況)

ホテル・旅館等への避難の状況

道府県名：

参考様式7 報告様式(特別協議)(避難者の状況(今後の予定等))

ホテル・旅館等への避難者の状況(今後の予定等)について

ホテル・旅館等の名称:

令和〇年〇月〇日〇:〇〇時点

No.	世帯No.	生年月日	年齢	性別	要配慮者の別	住まいに関する今後の予定	
						※具体的な日付も記載すること ※具体的な用途が立っていない場合はその理由を具体的に記載すること	
例 記入例		1965年4月1日	60	男	高齢者	例1) 11月1日に町営住宅へ入居予定。 例2) 10月30日に自家の修理終了し、同日に自家へ移動予定。 例3) 11月1日に賃貸型応急仮設住宅に入居予定。	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

参考様式8 退去連絡届

退去連絡届(例)

(部屋番号 _____)を利用していた以下の者は、(年 月 日)に退去します。

氏名	生年月日
(ふりがな)	年 月 日

次の行先は、以下のとおりです。

<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚・知人宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅等への転居 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他()
(次の行先の住所)
移動手段:
(電話番号)

～〇〇市からのお願い～

- お忘れ物のないようお気をつけください。
- お部屋の備品の持ち帰りはご遠慮ください。使用した備品や設備に故障等があれば、フロントスタッフにお知らせください。
- 退去の際には、〇〇市の災害対応窓口(TEL:000-000-0000)と被災支援窓口(TEL:000-000-0000)にご連絡ください。
- 〇〇市外に転居される場合は、あわせて転居先の市町村の災害対応窓口にご連絡ください。
- 〇〇市が住所地市町村でない場合は、あわせて住所地市町村の災害対応窓口にご連絡ください。

